

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

グループホームを利用した障害者の地域生活の課題

分担研究者： 谷口泰司^リ

1) 関西福祉大学社会福祉学部

研究要旨

本研究では、共生社会の実現に向け、また、高齢・重度化が進む障害者への支援のあり方特に住まいのあり方を探るため、障害者支援施設及びグループホームを中心として複数の調査を行い、実態把握に基づき多角的な視点から、障害者の地域生活においてグループホームが果たすべき役割を検証したものである。

平成 28 年度の横断的かつ量的調査の結果をふまえ、平成 29 年度では重度障害者が利用するグループホームにおいてタイムスタディ調査を行い、時間帯ごとに実際に提供されているサービスの実態把握を試みたが、各調査結果を横断する特徴として、高齢化・重度化が進む障害者領域において、グループホームも同様の課題に直面ものの、適切な人員配置により支援が行われるならば、年齢や障害の程度に関わらず地域生活が可能であることを示唆するものとなっている。

一方で、家族を含めた問題（いわゆる「50・80 問題」）をはじめ、安全・安心な住まいの場の確保を前提とした地域生活を充実させていくためには、これまで以上に日中支援の場及び相談支援が確保されていくことが重要であることを示す結果となった。

重度障害者・高齢障害者が生活するグループホームにおける先駆的な取り組みが各地域で普及していく（そのための人材等を確保する）ことで、高齢化・重度化という新たな課題に直面している障害福祉領域における地域生活の質量ともの充実と、共生社会の実現に大きく寄与する可能性があるものと考えられる。

A. はじめに

共生社会を実現していくためには、現在障害者支援施設を利用している者の地域移行を見据えた取り組みとともに、在宅においても「親亡き後」を見据えた地域生活の継続のための支援のあり方を考えることが必要となるが、グループホームはそのいずれの場面においても重要な位置を占めるものと考えられる。

本研究では、グループホーム利用者の実態把握（特に重度障害者のサービス提供の実態把握）を中心としつつ、障害者支援施設からの入退所の状況及び単身生活者のニーズ把握等を含めた横断的な視点から、年齢や障害の程度に関わらず地域で生き活きと生活していくために、グループホームが果たすべき機能及び必要な支援のあり方を明らかにすることを目的とした。

B. 障害者の高齢化等に対応した障害者支援施設の今日的な役割

障害者支援施設においては、利用者の高齢化が進んでいる。さらには、中高年齢層の新規入所が多いという状況は今後も続くものと考えられる。また、障害者支援施設の入所者の障害支援区分は区分 5・6 が多くなっており、重度障害者の比率がより高まっているとともに、青壮年期の地域移行については、可能性の高い者の退所が一段落しつつあり、今後もこれら青壮年期の退所が直線的に伸びていくことは想定しがたい状況にある。

一方で、重度障害者に対応したグループホームでは、医療的ケアが必要となる者から強度行動障害、高齢障害者の介護ニーズに対しても適切な支援が行われているなど、従来の「重度≒施設」という枠組みではない取り組みも増えつつある。

また、死亡以外のグループホームからの退所は

大きく4つの理由に整理されるが、ステップアップ型を除き、退所先として障害者支援施設は一定の重要な位置を占めている。

障害者の高齢化やより高齢化した家族の支援が限界（いわゆる「50・80問題」）となる在宅生活者の受け皿として、グループホームが十分に機能するためにも、障害者支援施設の今日的な役割を検討し、施設と在宅基盤の連携を図ることが必要となる。

調査結果を見ても、在宅・グループホーム・障害者支援施設は、不可逆的な一方通行ではなく、双方の流動的なものであることがわかる。同時に、障害者の高齢化をはじめ「50・80問題」を考えた時、今後の障害者支援施設には、2つの異なる機能が求められる。一つには通過施設としての機能であり、一つには生活施設としての機能である。

前者（通過施設）は、障害者支援施設が従来から担ってきた（担うべきとされた）機能である。特に青壮年期において、一時的に集中的な支援を受け、グループホームや在宅生活に移行していくという流れの中で、通過施設として障害者支援施設が果たすべき役割は何にも増して重要である。

後者（生活施設）については、これまでは“現実的に”果たしてきたものであり、特に在宅基盤がなく、施設か在宅（≒家族支援）かの選択肢しかなかった時代には、一旦入所すれば事実上、当該施設が終の棲家として機能していたという実態がある。しかしながら、現在では在宅基盤の状況が大きく変化している一方で、「50・80問題」への対応という側面からも、これまでの消極的な選択肢としての生活機能を再考すべき時期が到来している。特に、調査結果にもあるように、中高年齢層の新規入所はまさに今日的な対応を迫られるものであり、これらの層に対し、従来の通過施設としての機能だけではミスマッチが生じることは明らかである。

これらの者のニーズを充足するためには、今一度、障害者支援施設の生活機能面を見直すことが必要となる。なお、この場合において、従来の基

準の見直しが必要となることは言うまでもない（生活施設としての特別養護老人ホーム・養護老人ホームの居室定員は原則個室であるのに対し、生活施設としての位置づけがない障害者支援施設の居室定員の基準は「4人以下」であること等）。

様々な在宅基盤と連携する際の拠点機能として、障害者支援施設に新たな（今日的な）意味を見出すことが、グループホームのあり方を検討する際の前提の一つとなる。

C. 重度障害者の住まいとしてのグループホームの意義

重度障害の状態像は多岐にわたり（重症心身障害・強度行動障害等）、また高齢障害という加齢に伴う複合的な課題が生じる場合もあるが、個々の利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、年齢や障害の程度に関わらずグループホームを住まいの場とした地域生活が可能であることを示している。

介護・高齢者の領域を見ても医療支援との関わりが重要視されているが、医療的ケアの機能を備えたグループホームの展開は、高齢化・重度化への備えとして、障害者の状況の変化に柔軟に対応できる住まいの場として、今後はより積極的な役割を果たすべきであると思われる。

これらの点からも、平成30年4月から新設される「日中支援型」共同生活援助は、高齢の知的障害者や重症心身障害者の住まいの場として注目すべきであり、従来の日中支援と休日・夜間支援を区分して評価してきた報酬体系に逆行するという側面だけで批判すべきものではない。

地域生活支援拠点の整備の中で、重度障害者に対応（医療的ケアへの対応を含む）したグループホームを住まいの場として位置づけていくことで、これまで地域生活が困難であると考えられてきた者や、「親亡き後」の住まいの場の確保が困難と考えられてきた者に対し、住み慣れた地域での生活の継続にかかる展望が拓けていくものと思われる。

D. 日中支援・相談支援との連携の確保

単身生活者の実態調査結果では、生活の安定に対し相談支援事業所や日中活動の継続が果たす役割が大きいことを示唆するものとなっている。

また、重度障害者が生活するグループホームのタイムスタディ調査結果では、休日とはもかく平日の日中帯は事業所外での日中生活（生活介護）や社会生活（就労等）を過ごしているなど、単に住まいの場を確保するというだけでは十分ではないという結果となっている。

これらの者の状態・状況の変化に気づき、柔軟に対応しつつ生き活きとした地域生活の継続を支援する役割として、日中支援の事業所や相談支援事業所の役割が重要となる。

住まいの場としてのグループホームにおける役割（変化を可能な限り避ける）と、状況の変化に対応する日中活動の場や相談支援の役割の一層の連携が求められることとなる。

この連携を確立し機能させていくためには、市区町村ごとに設立されている協議会（地域自立支援協議会等）の活性化を図るとともに、基幹相談支援センターや圏域におけるコーディネーターの役割は極めて重要であり、これらの活動や機関に対する十分な評価が行われることが必要と思われる。

E. 間接支援（見守り・声掛け等）・環境への配慮の重要性

重度障害者がグループホームで生活する際の支援にかかるタイムスタディ調査結果からは、「間接支援」や「環境への配慮」が重要な要素を占めることが確認された。特に行動上の問題については、見守りや声掛け等を行うことでその発生「頻度」を減少させることが可能であることを立証している。

直接的な介護についてその必要性を理解することは容易であるが、知的障害のうち、特に行動上の問題については、当該行動が生じた際の対症療法的な支援以上に、これら間接的な支援や、環境への配慮（環境調整）が重要であり、これら間接支援を十分に評価する仕組みが求められる。

今後これら間接支援の質的側面に着目していくことで、重度障害者特に行動上の問題がある者の住まいの場における支援のあり方に新たな展望が拓ける可能性があると思われる。

F. 人員の確保または支援領域の見直し

先のタイムスタディ調査と同時に実施した「支援を十分に行うことが困難であった場面等」の調査（自由記述方式）を見ると、「見守りが不十分」という記述が大半を占めている。支援の現場ではこれら間接的な支援の必要性が認識されていることの反証としての訴えであり、グループホーム利用者の生活の質を保障していく上でも人員の確保、特に朝及び夕方における人員の確保が必要であると思われる。

また、医療的ケアが必要となる者や高齢障害者に対する事業所の対応では、外部ヘルパーの利用や看護職員による支援が必須であり、地域生活移行の更なる推進において、これらの人材の確保と、実施主体である市区町村の柔軟な支給決定が必要であることをうかがわせる結果となっている。

しかしながら、これら地域における支援の人材特に看護職の不足はひとえに障害福祉領域にとどまらず、医療と介護の一層の連携が求められている介護領域をはじめ全ての支援領域に共通する課題である。高齢化が一層進展するなかで、看護職の不足を当該職種の確保だけで考えるという図式では、限界に近づきつつあることは明らかである。

これまでも一定領域（喀痰吸引等）における動きが見られたように、看護職以外で支援が可能な領域について更なる検討を進め、限られた職種だけに頼る構造を変えていかない限り、障害福祉だけでなく全ての領域における地域生活の推進は大きな課題に直面するものと思われる。

